

令和 7 年

第 1 2 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 7 年 1 0 月 7 日

前橋市農業委員会

令和7年 第12回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和7年10月7日 午後1時57分
- ・閉会日時 令和7年10月7日 午後2時55分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（24人）

1 番 石村 利夫	2 番 澁澤 聖一	3 番 小堀 清	4 番 星野 和幸
5 番 松島 敏男	6 番 伊能 良雄	7 番 関 けい子	8 番 横室 辰雄
9 番 坂本 忠	10 番 井田 健	11 番 平野 豊一	12 番 須賀 民雄
13 番 阿久津 昌枝	14 番 松田 智之	15 番 茂木 啓二	16 番 栗原 博
17 番 奥野 芳男	18 番 伊藤 晴夫	19 番 山口 かず子	20 番 狩野 富一
21 番 小林 要	22 番 石井 真帆美	23 番 町田 祐介	24 番 猪岡 正一

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也	副参事 井草 依早子	局長補佐 高山 幸治	係長 山田 正史
副主幹 望月 優至	副主幹 田部井 絢子	主任 田中 惇也	主事 山崎 佑香

・付議事件

- 議案第49号 農地法の規定による許可の取消しについて（3条）
- 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第51号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
- 議案第52号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（4条）
- 議案第53号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

事務局長	それでは、これより令和7年第12回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	◇（挨拶）
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日は全員出席です。在任委員24名中24名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、令和7年第12回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。5番 松島 敏男委員、6番 伊能 良雄委員、をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めているから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔をお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第49号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
田部井副主幹	◇（説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第49号農地法の規定による許可の取消し 第3条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から17番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
田部井副主幹	◇（説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号17番は、5条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から16番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第51号 農地法の規定による許可の取消し 第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第51号農地法の規定による許可の取消し 第5条許可につい

	ては、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第52号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇(説 明)
議 長	なお、整理番号1番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
望月副主幹	申請地は、令和7年8月に貸露天駐車場の許可を得ましたが、令和7年9月に一般住宅として開発許可の申請がされたため、代理人を通じ、計画変更及び5条許可の申請を求めたものです。
	なお、貸露天駐車場の許可を受けてから開発許可申請までの期間があまりにも短いため、今回、面接調査の対象といたしました。
調査班長 (22番委員)	ご報告いたします。整理番号計画変更第4条許可の1番、利用者変更および貸露天駐車場から一般住宅への利用目的の変更申請です。現地・面接調査案内図は、1ページから7ページです。申請地は、わかば小学校から南西約480mに位置し、北側は宅地と線路と道路、西側は道路、南側、東側は水路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図(航空写真)は、6ページをご覧ください。面接には、申請人が来られました。貸露天駐車場の転用許可後、間を開けずに住宅として利用するための手続きを行った経緯を確認したところ、子が出産を控え、8月になって、急に住宅を建築したいとの話が出た。他の場所も検討したが、立地的に実家に近く、利便性が高く、早い時期に住宅にできる申請地を選んだとのことでした。そのため、貸露天駐車場で転用を取ったが、住宅用地として使用することになったとのことでした。許可を得て、完了報告提出後、3年間は半年ごとの報告義務があることは承知していたが、子どもの住宅なので、問題ないと考えてしまったとのことでした。
	調査班としましては、変更後の利用者が子で、利用目的が子の住宅ということと、事業の確実性が伺えることから、承認相当と判断しました。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第52号農地法の規定による許可後の計画変更申請 第4条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。
議 長	次に、議案第53号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇(説 明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇(意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第53号農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定します。
議 長	次に、議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について審議に入りますが、整理番号2番については、申請関係者に議席番号12番委員が該当しますので、12番委員の退室をお願いします。
◇◇◇	◇(12番委員退室)
議 長	それでは始めに、整理番号2番について、事務局の説明をお願いします。

山崎主事	◇（説 明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号2番を許可とすることに決定いたします。それでは、議席番号12番委員の入室を許可します。
◇◇◇	◇（12番委員入室）
議 長	次に、議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番、3番から5番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇（説 明）
議 長	なお、整理番号5番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (22番委員)	ご報告いたします。整理番号4条の5番、営農型太陽光発電施設、一時転用期間1年経過後の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、8ページから52ページです。あわせて追加資料もご確認ください。申請地は、市立荒子小学校から北北東約1kmに位置し、北と南は畑、東と西は市道に囲まれた、農用地区域内にある農地です。現地案内図は、10ページをご覧ください。面接には、パネルの設置者であり営農者でもある所有者と申請代理人行政書士が来られました。現地調査の結果、太陽光発電施設の下部の農地の一部にミカンが作付けされていましたが、パネルの下のお大半には、防草シートが貼られており、作付けは確認できませんでした。また、パネルの支柱には筋交いがされており、パネル下は農業機械により耕耘を行うことは困難な状況でした。昨年の更新後の営農について確認したところ、当初の営農者から農地を返されてしまったため、取り急ぎ、パネルの下以外の日照条件の良いところで、玉ねぎを植えなかったところに、ミカンの苗を18本植えた。日陰になるパネルの下では作物は作らなかったとのことでした。 今後の営農計画ですが、現状のミカンだけでは、単収8割を確保することができないため、ミカンの苗を60本手配し、3月に植え付けを行う、またパネルの下には日本茶の木を植えるべく、苗70本を手配し、同じく3月に植え付けを行うとのことでした。3月までの間は、土づくりを行うとともにミカン及び日本茶栽培の知識向上に努めるとのことでした。パネル下は耕作がしばらく状況になっているが、営農型太陽光の基準、収量8割を満たせるように努力を行うとのことでした。現状では、太陽光発電下部での営農は十分とは言えませんが、営農者も変わり、今後の営農計画について具体的に準備を進めていることが書面で示されたため、調査班としては、一時転用の期間も切れ、違反状態となっていることを考慮し、更新の期間を1年間に短縮し、その1年間の間に法改正後の基準に見合った営農状況に改善することを条件に許可相当と判断したいと考えます。 なお、調査班としては、営農状況の改善がより確実となるよう、ミカン、日本茶の植え付け時期の来年3月末を期限として定めた文書指導を行いたいと考えます。文書指導の時期・内容については、事務局に対応をお願いしたいと思います。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
11番委員	整理番号5番についてですが、1年間の更新ですか。
高山補佐	1年間の更新で、文書指導を行います。
4番委員	整理番号3番について申請面積がだいぶ広いようだが、他になにか建物があるのか。
望月副主幹	物置があります。

議 長	その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号5番については、転用期間を1年間に訂正し、文書指導を条件として、整理番号1番、3番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号5番については、転用期間を1年間に訂正し、文書指導を条件として、整理番号1番、3番から5番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から33番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
◇◇◇	◇(説 明)
議 長	なお、整理番号2番、23番、24番、27番、28番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (22番委員)	ご報告いたします。整理番号5条の2番、売買、露天駐車場及び露天資材置場の申請です。現地・面接調査案内図は、53ページから58ページです。申請地は、市立下川渚小学校から北約900mに位置し、北側は雑種地、西側、東側は水路、南側は農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は、55ページをご覧ください。面接には申請法人の代表者及び申請代理人が来られました。申請法人は、本市に本店を置き、建物の解体工事を主たる事業とした法人で、群馬県全域で事業を展開しているとのことです。従業員は15名、年間の売上額は、3億円ほどとのことです。申請地は、高速道路「高崎インターチェンジ」及び「前橋南インターチェンジ」に近い位置にあり、また県道前橋駒形線に面しており、交通の利便性が良好のため、露天資材置場及び露天駐車場として利用したく申請するものです。 申請地は、露天駐車場として従業員用駐車場13台分、トラック13台分、ユンボなどの重機12台分を確保します。また、足場材60本、アームロールコンテナ11台を置く予定とのことです。土地の造成は、隣接一体利用地の雑種地が一段高く、申請地は田で道路より低いいため、東側道路の高さに合わせて整地し、砕石敷きにします。雨水は自然浸透とのことです。周囲にはフェンスは設置せず。仮囲いをするとのことです。外灯は設置する予定で、周辺農地に影響が出ないように配慮するとのことです。 調査班としましては、資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。 続きまして、整理番号5条の23番、売買、事務所・工場・倉庫及び駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、59ページから65ページです。 申請地は、上毛電鉄粕川駅の北側に位置し、北側は農地と宅地、西側は水路、東側は宅地と農地と道路、南側は道路に囲まれた第3種農地です。現地案内図は61ページをご覧ください。面接には申請法人の代理人が来られました。申請法人は、借り事務所、借り物置、露天資材置場にて営業していますが、業務の受注が多く、現状ではさばききれない状況にあるため申請地を事務所、工場、倉庫、駐車場として利用したく申請するものです。申請地が利用できるようになったら、既存は返却するとのことです。 会社の主な事業内容は、管工事、土木、機械器具設置で、従業員は10人、年間の売上額は、4億6千万ほどとのことです。倉庫兼工場では、資材や製品の保管、機械の製造などを行うとのことです。駐車場は従業員用、来客者用、運搬用の社用車を合わせ35台から40台分確保するとのことです。また資材置場の大半には産廃用のBOXを置く予定とのことです。土地の造成は南に向かって緩やかな傾斜をつけて南側及び東側道路の高さに合わせ、整地します。敷地は砕石敷きにするとのことです。 雨水排水は構内の周囲に新設するU字溝を経由し、雨水最終桝から南側道路側溝に放流しま

す。汚水は合併浄化槽で処理後、雨水枡を経由し、南側道路側溝に放流します。入り口は東側と南側に設け、南側通路には、大型トラックが通れるようにU字溝と溝蓋を設置し直します。照明設備は防犯灯程度のものを設置しますが、周辺農地に影響が出ないように配慮するとのことです。周囲には1.2mのフェンスを設置するとのことです。

以上のことから調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の24番、売買、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、66ページから76ページです。申請地は、宮城中学校から北西約850mに位置し、北側は宅地と農地、東側と南側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する土地改良未実施の生産性の低い第2種農地です。現地案内図は、68ページをご覧ください。面接には申請代理人が来られました。申請法人は、茨城県に本社を置き、不動産業、建築業、太陽光発電事業を展開する法人です。申請地には620wのパネル338枚を設置し、209.56kwの能力で発電し、売電単価は、8.5円で、年間約100万円～120万円の売電収入を見込んでいるそうです。売電に関する手続きは整っているそうです。撤去費用については、今後、考えるとのことです。敷地は、伐根して整地し、パネルを設置します。雨水は自然浸透とします。周囲には1.2mのフェンスを設置するとのことです。施設の管理は自社で行うか委託により、毎月、草刈り等を行うとのことです。

調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の27番、28番、売買・有料老人ホーム・老人デイサービスセンターの申請です。現地・面接調査案内図は、77ページから85ページです。申請地は、市立桃瀬小学校から南西約100mに位置し、北側は宅地と道路、西側は道路、南側は宅地と農地、東側は水路に囲まれた土地改良事業を実施した農地の広がる第1種農地です。「集落接続」に該当します。現地案内図は、81ページをご覧ください。面接には、申請法人の代表者と、代理人行政書士が来られました。申請法人は、西善町で有料老人ホーム54室とデイサービスセンター、渋川市半田で有料老人ホーム52室とデイサービスセンターを運営しております。申請地周辺においては老人福祉施設が不足していることから、申請地を取得し、有料老人ホーム、老人デイサービスセンターを建築したく申請するものです。申請地の施設の概要は居室40室（入居人数40人）、老人デイサービスセンターの人数は30人の予定とのことです。駐車場は、職員用、来客者用合わせ30台分を確保します。新施設の職員は、40名程で令和8年10月の開業に向けて、今後、募集するとのことです。他法令に係る手続き状況は、開発許可は10月の審査会で、高齢者施設の整備の手続きは終了しているとのことです。

土地の造成は、南に向かって緩やかな傾斜をつけて西側道路の高さに合わせ整地します。基本的には浸透性のアスファルト舗装を行い、一部を砕石敷きにするとのことです。周囲には、高さ1.2mのメッシュフェンスを設置します。隣接地、道路等境界の確認は立会いのもと、確認済みとのことです。雨水排水は、施設内に側溝を設置し、施設内で集水したのち、浸透貯留槽により、浸透処理し、オーバーフロー分は東側の水路に放流します。汚水は公共下水に接続します。外灯は設置する予定で、周辺に配慮するとのことです。

以上のことから調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

21番委員

整理番号23番については宅地も含めての計画か、住宅には人が住んでいるのか。

望月副主幹	宅地も含めての計画、住宅には人が住んでいません。
2 1 番委員	資金計画は宅地も含めてのものか。
望月副主幹	含めたものです。
1 3 番委員	2 3 番は大型トラックが出入りするようだが、問題ないのでしょうか。
望月副主幹	開発事前協議の手続きを行っており、特に問題ないと聞いています。
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を保留とし、整理番号 3 3 番は、3 条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号 2 番から 3 2 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 5 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番を保留とし、整理番号 2 番から 3 2 番を許可とすることに決定いたします。
議 長	続いて、先に審議を保留にしました農地法第 3 条の整理番号 1 7 番、農地法第 5 条の整理番号 3 3 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
田部井副主幹	◇ (説 明)
望月副主幹	◇ (説 明)
議 長	なお、農地法第 3 条の整理番号 1 7 番、農地法第 5 条の整理番号 3 3 番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
議 長	ご報告いたします。農地法第 3 条の整理番号 1 7 番、農地法第 5 条の整理番号 3 3 番、営農型太陽光発電施設の一時転用期間 3 年経過後の 3 年間の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、8 6 ページから 1 1 0 ページです。申請地は、芳賀小学校から西約 8 0 0 m に位置し、北側と西側は農地、東側は宅地、南側は道路に囲まれた農振農用地域内にある農地です。現地案内図（航空写真）は 1 0 9 ページをご覧ください。申請地は、ジャガイモの収穫されたあとのため、何も作付けはされていませんでしたが、草刈りがされ、十分に管理されている状況でした。また、ジャガイモが収穫された形跡が残っており、下部農地が営農計画どおりに利用されていることが確認できました。調査班としては、農地全体に作付けを行っており、管理も十分にされていることから、許可相当と判断いたします。
調査班長 (22 番委員)	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇ (意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第 3 条の整理番号 1 7 番、農地法第 5 条の整理番号 3 3 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、農地法第 3 条の整理番号 1 7 番、農地法第 5 条の整理番号 3 3 番を許可とすることに決定いたします。
議 長	なお、3, 0 0 0 m ² を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知をお願いします。
議 長	次に、2 3 ページ以降の報告事項ですが、報告事項 (1) から (4) までの内容は、
	(1) 法第 4 条の届出書の受理状況 5 件
	(2) 法第 5 条の届出書の受理状況 2 2 件
	(3) 法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の交付状況 1 5 件
	(4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 2 件

議 長

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。